

平成22年度

包括外部監査結果報告書

第1部 高松市文化芸術ホール及管理運営及び財団法人高松市文化芸術財団に係る出納その他の事務の執行について

第2部 高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

高松市包括外部監査人 竹中浩一郎

第2部 高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

目 次

I. 外部監査の概要	87
1. 外部監査の種類	87
2. 選定した特定の事件(監査テーマ)	87
3. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	87
4. 外部監査の方法(監査要点及び主な監査手続)	88
5. 外部監査の実施期間	88
6. 外部監査人及び補助者	88
7. 利害関係	89
II. 高松第一高等学校の概況	90
1. 沿革	90
2. 卒業生徒数	91
3. 教育目標・教育方針	91
4. 学校運営組織	92
5. 生徒状況	93
6. 学級数及び生徒数の推移	94
7. 進路状況	96
8. 校地・校舎	97
9. 財務の状況	98
(1)最近5年間の推移	98
(2)計上部署別明細	100
III. 監査結果及び意見	103
1. 人事課計上分について	103
(1)人件費の内訳	103
(2)1人当たり人件費分析	105
(3)人件費サンプルテスト	111
2. 高松第一高等学校計上分について	117
(1)人件費について	117
(2)その他経費について	120
(3)歳入について	126
(4)備品管理について	128
(5)設備視察結果について	128

(注)【端数処理について】

本報告書における計数は、原則として表示単位未満を四捨五入して表示している。したがって、内訳を集計した数字と合計が一致しない場合がある。

第2部 高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(以下「法」という。)第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(監査テーマ)

(1)外部監査の対象

高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

(2)監査対象期間

原則として平成21年度(必要に応じて、過年度及び平成22年度についても対象とした。)

3. 特定の事件(監査テーマ)を選定した理由

高校をとりまく環境について、少子化による県立高校の統廃合、公立高等学校授業料無償化等で、最近話題に取り上げられることが多い。

高松第一高等学校(略称で高松一高ないし一高と呼ばれている。)は香川県内唯一の市立高校であり、高松市は最近約6億円超の負担をして運営している。仮に県立高校であったならばその負担は県がしているはずのものである。しかし、一般市民にとって高校の運営主体について、国、県、市、民間のいずれかであろうと関心があまりないと考えられ、その運営について市民のモニタリング(監視)が十分機能していないのではないかと考えられる。

したがって、公立高等学校授業料無償化等で何かと話題に取り上げられる今、テーマとして取り上げることにより、在学生・卒業生その近親者以外の市民もその存在について、もっと関心を持つきっかけになればよいと考え、監査テーマに選定した。

4. 外部監査の方法(監査要点及び主な監査手続)

(1)監査要点

- ①高等学校費の73%を占める市職員人件費について、関係条例等の規定に基づき処理が適切になされているか。またその条例等は広く市民の理解を得られるものであるか。また給与水準は適切か。
- ②その他経費の執行について、適切に処理されているか。
- ③徴収事務について、適切に処理されているか。
- ④施設及び備品の管理について、適切に管理されているか。また施設は有効に活用されているか。

(2)実施した主な監査手続

- ①サンプルテスト及び集計検証を実施し、条例等に基づき処理が適切になされていたか、条例等の内容が市民に広く受け入れられるものであるか、集計内容に問題のあるものがないか検討した。また平均給与分析を行い、人件費計上金額が妥当なものであるか確かめた。
- ②出納内容のレビュー及び必要に応じ関係書類との突合等を実施し、問題ないか検討した。
- ③その処理内容についてレビューし、担当者に質問及び必要に応じ関係書類との突合等を実施し、問題ないか検討した。
- ④現地視察及び関係者に事情聴取を実施し、問題ないか検討した。

5. 外部監査の実施期間

平成22年7月1日から平成23年1月31日まで

6. 外部監査人及び補助者

外部監査人 公認会計士 竹中 浩一郎

補助者 税理士 二川 博之

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ. 高松第一高等学校の概況

1. 沿革

	年	月	日	高松第一中学校・高松第一高等学校	高松実科高等女学校・高松市立高等女学校・高松第二高等学校
大正	4	8	28		高松市立実科高等女学校の設立認可。
昭和	3	2	17	高松市立第一中学校の設立認可。	
昭和	4	4	1	香川県高松第一中学校と改称	
昭和	4	8	28		香川県高松実科高等女学校と改称。
昭和	4	9	2	高松市桜町の現在地に新校舎第一期工事が竣工し、移転。	
昭和	15	3	25		高松市立高等女学校の設立および香川県高松実科高等女学校の廃止許可。
昭和	19	5	17		上福岡町に新校舎落成し、移転。
昭和	23	4	1	学制改革により高松第一高等学校となる。	学制改革により高松第二高等学校となる。
				高松第一高等学校	
昭和	23	4	5	最初の始業式を挙げる。	
昭和	23	4	20	高松第二高等学校を統合して新たに高松第一高等学校とし、現在地において開校。廃校になった私立屋島高等学校の生徒一部を収容。	
昭和	25	1	26	上福岡町より女子部生徒桜町校舎に移転。	
昭和	28	7	7	創立25周年記念の図書館落成。	
昭和	37	9	15	体育館落成。	
昭和	40	5	1	生徒数最高となり、全日制52学級2924名、定時制5学級238名。	
昭和	43	11	10	一高会館落成。	
昭和	47	7	15	プール落成。	
昭和	54	2	28	第2体育館落成。	
昭和	54	4	1	音楽科設立。	
昭和	56	3	20	新図書館落成。	
昭和	60	3	31	定時制課程閉校。	
平成	2	3	24	塩江宿泊研修施設落成。	
平成	9	2	1	音楽科棟落成。	
平成	14	4	5	スーパーイングリッシュランゲージハイスクール(SELHI)指定校に決定。	
平成	22	4	7	スーパーサイエンスハイスクール(SSH)指定校に決定。	

2. 卒業生徒数

(1)平成21年3月31日現在 39845名

(2)内訳

高松実科高等女学校		1932名
高松市立高等女学校		696名
高松第二高等学校		10名
併設中学校		394名
高松第一中学校		2263名
同 二部		73名
高松第一高等学校		
併設中学校	全日制	544名
	定時制	87名
高松第一高等学校	全日制	32753名
	定時制	1093名

(学制改革による重複を含む)

3. 教育目標・教育方針

(1)教育目標

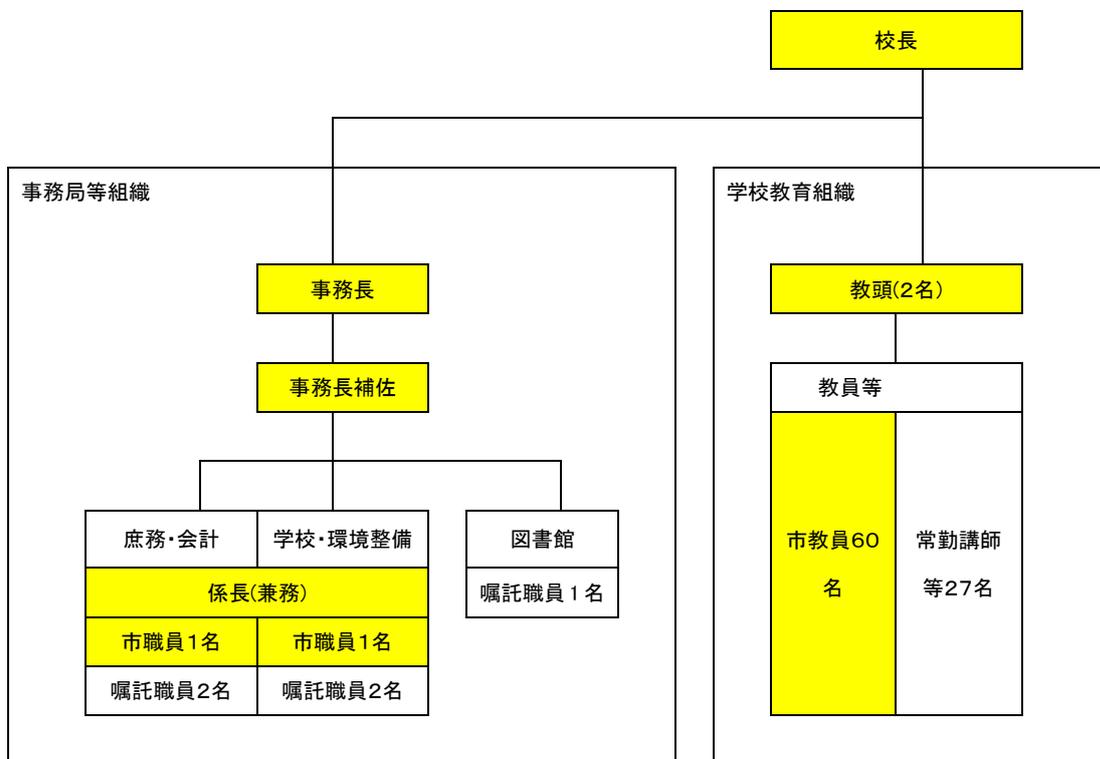
高松第一高等学校は、国際社会や国家、地域で活躍し、人類の福祉や文化の向上に貢献できる創造的な知性や豊かな人間性、社会性を身につけるとともに、生涯にわたって自己実現を図ることができる心身ともにたくましく、自主と自律に拠る自由の精神を備えた人間の育成をめざす。

(2)教育方針

- ①創造的な知性を身につけた人間の育成
- ②豊かな人間性、社会性を身につけた人間の育成
- ③心身ともにたくましい人間の育成
- ④自主と自律に拠る自由の精神を備えた人間の育成
- ⑤教職員の不断の研鑽と組織的な教育の推進
- ⑥生徒、保護者、教職員の三者一体となった教育の推進

4. 学校運営組織

平成 21 年 4 月 1 日現在



教 員	校長	1
	教頭	2
	教諭	57
	常勤講師	1
	代替常勤講師	2
	養護教諭	1
	実習指導講師	2
	養護助教諭	1
	時間講師	22
	招聘講師	1
	小計	90
	事 務 員 等	事務長他
主任技師		1
非常勤嘱託		5
小計		10
合計		100

正規職員	68
非常勤嘱託等	32
合計	100

5. 生徒状況

地域別生徒数(出身中学校の所在地による)

平成 21 年 4 月 10 日現在

市・郡	人数	構成比
高松市	769	83.4%
さぬき市	35	3.8%
東かがわ市	9	1.0%
坂出市	2	0.2%
丸亀市	6	0.7%
三木町	28	3.0%
綾川町	46	5.0%
小豆島町	5	0.5%
土庄町	8	0.9%
直島町	4	0.4%
その他	10	1.1%
計	922	100.0%

登校手段別生徒数

平成 21 年 4 月 10 日現在

	人数	構成比
自転車	511	55.4%
バス	3	0.3%
琴電	237	25.7%
JR四国	96	10.4%
船舶	14	1.5%
徒歩	51	5.5%
自動車	10	1.1%
計	922	100.0%

琴電栗林公園駅及びJR栗林駅の近くに立地するという交通の便の良さが原因してか、高松市が運営している高校とはいえ、高松市以外の遠方から通学している生徒もいる。

6. 学級数及び生徒数の推移

現在時点	普通科		音楽科		合計	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
平成3年 5月 1日	36	1,632	3	121	39	1,753
平成4年 5月 1日	35	1,550	3	120	38	1,670
平成5年 5月 1日	34	1,473	3	119	37	1,592
平成6年 5月 1日	33	1,384	3	118	36	1,502
平成7年 5月 1日	32	1,307	3	121	35	1,428
平成8年 5月 1日	30	1,216	3	115	33	1,331
平成9年 5月 1日	28	1,127	3	111	31	1,238
平成10年 5月 1日	27	1,083	3	104	30	1,187
平成11年 5月 1日	27	1,079	3	103	30	1,182
平成12年 5月 1日	27	1,075	3	103	30	1,178
平成13年 5月 1日	27	1,081	3	101	30	1,182
平成14年 5月 1日	26	1,038	3	96	29	1,134
平成15年 5月 1日	25	997	3	98	28	1,095
平成16年 5月 1日	24	960	3	94	27	1,054
平成17年 5月 1日	23	918	3	92	26	1,010
平成18年 5月 1日	23	870	3	87	26	957
平成19年 5月 1日	22	837	3	90	25	927
平成20年 5月 1日	22	840	3	90	25	930
平成21年 5月 1日	22	840	3	82	25	922
平成22年 5月 1日	21	838	3	78	24	916

約20年前と比較すると、少子化の影響か学級数及び生徒数は激減している。

これについて普通科は、少子化の影響による生徒数の減少問題について他の県立高校と足並みをそろえる必要があり、募集人員及びクラス数の削減を行っているが、市街地に存在し立地に恵まれている、進学実績も良好である等の理由か、最近でも人気が高く、競争率も高いとのことであった。

しかし、音楽科については、平成20・21年度は定員割れであった。

また、II. 1. の沿革によると、生徒数のピークは昭和40年5月1日時点であり、全日制52学級2924名の他定時制5学級238名であり、約20年前と比較しても、想像以上のマンモス校であった。当時の高松市では、高校の数が高校進学希望者の割に少なく、高松市が運営しなければならない社会的要請が、今とは比較にならない状況にあったことが

想像できる。その後、高松市の郊外に複数の県立高校が開校し、生徒は分散していくことになっていったとのことである。

7. 進路状況

(1) 学校種別合格者数(延人数)

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
国立大学	155	154	152
公立大学	25	50	50
私立大学	555	595	411
文科省所管外大学校	0	1	1
短期大学	13	4	11
専門学校	15	7	13
合 計	763	811	638

(2) 就職者数(延人数)

就職先	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
公務員	1	0	0
民間企業	0	0	0
合 計	1	0	0
主な就職先 (過去 3 年間)	高松市役所		

(1)(2)の状況より、進学校であるといえる。

特に就職者数が平成 19 年度に高松市役所に就職となった 1 名だけである。

8. 校地・校舎

(1) 学校施設

①所在地 高松市桜町二丁目5番10号

②創立年月日 昭和23年4月5日

③校地面積 33,376 m²

④校舎

建物名	構造	面積(m ²)	延面積(m ²)
本館	鉄筋4階建、一部5階建	1,416	6,254
連結館	鉄筋4階建	430	923
中館	鉄筋4階建	670	2,705
北館	鉄筋3階建	456	1,403
音楽科棟	鉄筋4階建、一部塔屋	996	2,329
図書館	鉄筋2階建	522	700
高松一高会館	鉄筋2階建	198	378
第1体育館	鉄骨鉄筋平屋建、一部3階建	1,952	2,959
第2体育館	鉄骨鉄筋平屋建	753	753
運動部部室	ブロック2階建	144	306
プール	50m9コース、鉄筋2階建管理棟	134	274
トレーニングルーム等	鉄筋3階建	448	1,048
自転車置場	鉄筋2階建	392	783
倉庫	ブロック平屋建	100	100

(2) 宿泊研修施設(セミナーハウス)

①所在地 高松市塩江町上西甲2196番地2

②敷地面積 5,380 m²

③構造 木造、一部鉄骨造2階建

9. 財務の状況

(1) 最近5年間の推移

歳入歳出決算事項別明細書より

(単位:千円)

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
高等学校費歳入					
分担金及び負担金					
教育費負担金					
高等学校費負担金	1,574	1,488	1,446	1,449	1,438
国庫支出金					
教育国庫補助金					
高等学校費補助金	0	0	0	0	4,485
使用料及び手数料					
教育使用料					
高等学校使用料	110,702	106,131	105,057	106,270	106,056
教育手数料					
高等学校手数料	2,988	2,888	3,008	3,488	3,408
市債					
教育債					
高等学校債	0	2,700	5,100	197,200	70,400
高等学校費歳入合計	115,264	113,207	114,611	308,407	185,788
高等学校費歳出					
高等学校費					
報酬	45,317	52,326	52,268	62,622	49,579
給料	321,957	310,723	317,933	293,796	316,471
職員手当等	170,814	166,897	164,230	158,105	160,301
共済費	123,959	130,920	137,601	136,590	145,271
報償費	1,517	1,493	1,124	1,137	1,143
旅費	5,525	5,841	4,526	4,900	5,458
需用費	29,481	28,725	28,564	33,270	28,452
役務費	3,419	3,350	3,292	3,219	2,468
委託料	10,368	7,508	12,780	17,519	14,808
使用料及び賃借料	26,103	23,444	20,576	18,547	20,533

工事請負費	60	2,890		211,129	87,470
原材料費		8	8	10	10
備品購入費	1,768	2,244	1,989	1,789	9,404
負担金、補助及び交付金	6,001	3,088	2,950	3,086	3,474
高等学校費歳出合計	746,289	739,458	747,841	945,720	844,844
高等学校費歳入歳出収支	△ 631,025	△ 626,251	△ 633,231	△ 637,313	△ 659,056

平成 20 年度、21 年度と市債(高等学校債)の発行及び工事請負費が多く発生しているが、これは校舎等耐震補強工事によるものである。

(2) 計上部署別明細

歳入・歳出決算事項別説明調書、歳入予算事項別執行状況一覧(高松一高)、歳出予算執行状況報告書(高松一高)

(単位:千円)

	人事課計上分	高松一高計上分 *6	市教育委員会 計上分	平成 21 年度	
高等学校費歳入					
分担金及び負担金					
教育費負担金					
高等学校費負担金			1,438	1,438	*1
国庫支出金					
教育国庫補助金					
高等学校費補助金		4,485		4,485	
使用料及び手数料					
教育使用料					
高等学校使用料		106,056		106,056	
教育手数料					
高等学校手数料		3,408		3,408	
市債					
教育債					
高等学校債		70,400		70,400	
高等学校費歳入合計		184,349	1,438	185,788	
高等学校費歳出					
高等学校費					
報酬		47,683	1,897	49,579	*2
給料	316,471			316,471	
職員手当等	160,301			160,301	
共済費	141,434	3,837		145,271	
報償費		1,143		1,143	
旅費		5,458		5,458	
需用費		28,452		28,452	

役務費		2,235	233	2,468	*3
委託料		13,637	1,171	14,808	*4
使用料及び賃借料		20,533		20,533	
工事請負費		87,470		87,470	
原材料費		10		10	
備品購入費		9,404		9,404	
負担金、補助及び交付金		616	2,858	3,474	*5
高等学校費歳出合計	618,207	220,478	6,160	844,844	
高等学校費歳入歳出収支	△ 618,207	△ 36,129	△ 4,721	△ 659,056	

市教育委員会で計上したもの

(人事課及び高松第一高等学校計上分は後に詳細に検討する。)

*1)独立行政法人日本スポーツ振興センター保護者負担金

*2)非常勤職員である学校医等(7名分)の報酬

*3)検尿検査手数料(市内3医師会連合会)

*4)結核検診、結核精密検査及び心電図検診委託料(市内3医師会連合会)

*5)独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金 1,719 千円、高松市私立高等学校教育研究会補助金 940 千円、香川県高等学校教育研究会補助金 109 千円、定時制教育振興会補助金 90 千円

*6) 高松一高計上分について、上記歳入の他に諸収入・雑収入として 278 千円の計上があった。その内訳は、以下のとおりである。歳入歳出決算事項別明細書では、雑収入について、高等学校費だけを区分して集計しておらず、9.(1)最近5年間の推移との整合性を考慮し、かつ、金額的に重要性がないため、上記リストの計算からは除外している。

(単位:千円)

内容	金額	簡単な説明
電気使用料納付金	137	PTAが運営している食堂設置の自動販売機の電気代相当額
学校管理事務費収入	97	
プロバイダー使用料返金	19	
一般開放講座受講料納付金	15	
封筒広告料収入	11	

諸収入・雑収入合計	278
-----------	-----

計上部署別明細によると、高等学校費の大半は人事課で計上される人件費(73%)であり、高松一高で計上される費用は26%にすぎず、その他部署では1%未満となっている。

したがって、「高松第一高等学校の財務に関する事務の執行及び事業の管理について」を監査のテーマに取り上げた場合において、人事課で計上される市職員人件費についての検討が先ず第一になされなければならない。

次に、高松第一高等学校の歳出及び歳入の検討を実施すべきであり、その他の部署である市教育委員会の計上分は上記計上内容の確認にとどめた。

Ⅲ. 監査結果及び意見

1. 人事課計上分について

(1) 人件費の内訳

(単位:千円)

		平成21年度 計上額	事務・用務労 務職員(5人) 分	教員(63人)分	
給料		316,471	26,273	290,199	
職員手当等	扶養手当	7,149	288	6,861	ソリスト(人 事管理シ ステムより 履歴デー タを個人 ごとに抽 出・加工) で計算し た結果
	地域手当	7,112	833	6,278	
	管理職手当	3,151	1,219	1,932	
	通勤手当	3,936	448	3,488	
	特勤手当	5,174		5,174	
	宿日直手当	25		25	
	住居手当	4,572	84	4,488	
	教職員特別手当	8,601		8,601	
	期末手当	79,938	6,906	73,032	
	勤勉手当	40,645	3,539	37,106	
合計		160,301	13,318	146,983	
共済費	上記人員社会保険料市役所 負担分	72,884	6,154	66,730	人事管理 システム 以外での 処理等に よるもの
	香川県入向職員分	35,865	*1		
	ソリスト計算共済費合計	108,749			
	ソリスト端数計算誤差	1	ソリスト計算による共済費市役所 負担分計算は小数点以下も取り 込んでしまうので誤差が生じる。		
	追加費用	31,272	共済年金の補填金 *2		
	事務費	588	共済組合の事務費請求 *2		
	公的負担額等	79	年度概算払いの精算		
	特定検診	16	年度概算払いの精算		
	育休、無給休職者等	728			
	ハンド計算等共済費合計	32,685			
合計		141,434			

- * 1) 上記人員以外にも、香川県の教員が入向し、高松市の教育委員会で働いている。その給料は高等学校費ではなく各部署で計上されている。しかし、それに対応する共済費は高等学校費に計上されている。この部分の金額については、高等学校費から各部署へ振り替えるべきである(結果)。教育委員会の指導主事は高松一高の助教諭を兼務していることもあり、事務効率化を図る観点から、この処理を継続してきたとのこと。しかし、市民等が高等学校費として、市がいくら負担しているのかということを確認したいと考えたとき、この金額だけ過剰にかかっていると誤解を与えてしまう恐れがあり、改善すべきものと考えられる。

- * 2) 共済年金の年金支給対象者の割合が高くなってきていることなど、共済制度にかかる自治体の負担が増加している。また、事務経費相当額という名目でも請求があり、支払っている。自治体の負担増は、公務員の年金だけ特別扱いし、制度を保証するのは不公平であるとの批判がでることが考えられる。そのため市としては言われた金額をそのまま支払うのではなく、共済組合に対し、年金の支給額の見直し、人件費の削減等、まず自助努力による経営改善を求めることをすべきである(意見)。

(2) 1人当たり人件費分析

①はじめに

地方公務員の給与について、地方公務員法第24条第3項で「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されている。そこで、平均給与水準の把握に努め、人件費計上額に異常がないか確かめることにした。

②1人当たり人件費計算結果

(単位:千円)

		全体	事務・用務労務職員(5人)			教員(63人)		
			年間総額	年間1人 当たり	月1人当 たり	年間総額	年間1人 当たり	月1人当 たり
給与	給料*1	316,471	26,273	5,255	438	290,199	4,606	384
	扶養手当(3)①	7,149	288	58	5	6,861	109	9
	地域手当*2	7,112	833	167	14	6,278	100	8
	管理職手当*3	3,151	1,219	244	20	1,932	31	3
	通勤手当(3)②	3,936	448	90	7	3,488	55	5
	特勤手当(3)③	5,174				5,174	82	7
	宿日直手当	25				25	0	0
	住居手当(3)④	4,572	84	17	1	4,488	71	6
	教職員特別手当*4	8,601				8,601	137	11
月給		356,190	29,145	5,829	486	327,044	5,191	433
賞与	期末手当	79,938	6,906	1,381	年間	73,032	1,159	年間
	勤勉手当	40,645	3,539	708	支給月数	37,106	589	支給月数
	賞与合計	120,583	10,445	2,089	4.15	110,138	1,748	4.15
年収		476,772	39,590	7,918		437,182	6,939	
共済 費	社会保険料市役所負 担分	72,884	6,154	1,231		66,730	1,059	
年間人件費		549,656	45,744	9,149		503,912	7,998	

事務の給料表(月額給料)

平成 21 年 12 月 1 日改正分 (単位:円)

区分	標準的な職務内容	最低	最高
1級	主事、技師	135,600	243,700
2級	主事、技師	185,800	309,400
3級	係長、主任主事、主任技師	222,900	356,600
4級	係長、主任主事、主任技師	261,900	409,800
5級	課長補佐、副主任	289,200	426,400
6級	課長、課長補佐	320,600	432,900
7級	部次長、課長	366,200	471,100
8級	部長、部次長	413,700	535,500
9級	部長	467,500	568,200

教員の給料表(月額給料)

平成 21 年 12 月 1 日改正分 (単位:円)

区分	標準的な職務内容	最低	最高
1級	講師	148,800	334,500
2級	教諭	192,800	427,300
特2級	主幹教諭	254,100	448,900
3級	教頭	330,600	466,500
4級	校長	423,800	494,700

* 1) 事務・用務労務職員について、当該職場は6級までの配属なのに、平均値は438千円と給料表の最高金額432.9千円を超えている。これは、平成19年度において国に準じて実施した給与構造の抜本的改革に伴う経過措置で、現給保障といって、一定期間は実質的な昇給はないものの、その期間は切替前の給料を保障する措置によるものであった。当該職場は、いわゆるベテラン職員ばかりが配属されているためこのような現象が生じているが、誤った金額ではなかった。他部署と比較しても高い傾向にあると考えられる。

教員については、ほとんどが2級であり、平均値384千円と上記等級表の範囲であり、異常はみられない。

* 2) 高松市は地域手当(地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、物価等を踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給する手当)の支給対象地域とされている。

- * 3) 校長、教頭、事務長、事務長補佐の5名のみが対象

- * 4) 教職員特別手当とは、正しくは義務教育等教員特別手当といい、教育職員の給与について優れた人材を確保し、学校教育の水準の維持向上に資することを目的に、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」その他条例等の規定により定額が支給される手当である。

③国の平均給与との比較(一般行政職のみ)

職員の給与について、多角的に分析するため、ラスパイレス指数をレビューすることにより、高松市の一般行政職の水準が国及び他の地方公共団体の職員の給与事情を考慮して定められているのか、それが総務省の見解から妥当なものとなっているのかどうかを確かめることにした。

(以下、総務省地方公務員給与実態調査結果より抜粋)

(ア)地方公務員の給与水準

地方公務員の給与については、各地方公共団体の努力により、全体としては適正化が進展していますが、まだ一部の団体で給与制度・運用等に問題が残されています。今後とも適正化に向けての一層の努力が求められています。

(イ)ラスパイレス指数(全地方公共団体)

○地方公務員の給与水準は、平成16年度から7年連続で国家公務員を下回る。

平成22年4月1日現在 98.8(平成21年4月1日現在 98.5)

(注)ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額(本給)と国の行政職棒給額(本給)とを、学歴別、経験年齢別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100としたものである。

団体区分別ラスパイレス指数

区分	S49.4.1	H21.4.1	H22.4.1	増減	
				S49→H22	H21→H22
全地方公共団体	110.6	98.5	98.8	△ 11.8	0.3
都道府県	111.3	98.7	98.9	△ 12.4	0.2
指定都市	116.1	101.4	101.5	△ 14.6	0.1
市	113.8	98.4	98.8	△ 15.0	0.4
町村	99.2	94.6	95.1	△ 4.1	0.5

特別区	-	101.3	100.8	-	△ 0.5
-----	---	-------	-------	---	-------

○ラスパイレス指数は 1797 団体中 1480 団体(82.4%)が 100 未満である。

以上のデータから判断すると、総務省の見解は、「82.4%のラスパイレス指数 100 未満の団体は努力により適正化が進んでいるが、まだ一部の 100%を超える一部の団体で給与制度・運用等に問題が残されており、今後とも適正化に向けての一層の努力が求められている。」ということのようである。

それでは、高松市はどちらの団体に属するというのであろうかについては、下記データにて確かめた。

県内市町のラスパイレス指数(一般行政職。平成 22 年4月1日現在)

(平成 23 年1月6日 四国新聞より)

団体名	平成 21 年	平成 22 年	前年比 (ポイント)
香川県	96.9	97.0	0.1
高松市	101.1	101.5	0.4
丸亀市	101.3	101.2	▲ 0.1
坂出市	100.0	100.2	0.2
善通寺市	97.4	97.3	▲ 0.1
観音寺市	96.7	97.1	0.4
さぬき市	94.8	96.9	2.1
東かがわ市	95.5	95.6	0.1
三豊市	94.9	95.6	0.7
県内市平均	99.0	99.6	0.6
全国市平均	98.4	98.8	0.4
土庄町	90.7	92.2	1.5
小豆島町	92.5	93.4	0.9
三木町	86.6	88.3	1.7
直島町	95.2	96.3	1.1
宇多津町	95.8	96.6	0.8
綾川町	96.4	97.0	0.6
琴平町	94.0	95.2	1.2

多度津町	99.5	99.7	0.2
まんのう町	98.0	97.9	▲ 0.1
県内町平均	95.1	95.6	0.5
全国町村平均	94.6	95.1	0.5
県内市町平均	98.3	98.8	0.5
全地方公共団体平均	98.5	98.8	0.3

(▲はマイナス)

上記結果からデータだけで判断すると、非常に残念ながら、総務省の見解によると、高松市はまだ一部の 100%を超える団体に属し、給与制度・運用等に問題が残されており、今後とも適正化に向けての一層の努力が求められている団体であるということのようである。

したがって、高松市一般行政職の給与は、国の給与事情を考慮し、給与水準の適正化を検討する必要があるといえる(意見)。

(3) 人件費サンプルテスト

給与の制度の理解をも兼ねて、（事務職員 1 名、教員 7 名分）サンプルテストを実施した。サンプルテストの結果、条例等の規定に基づき正しく計算されていた。

地方公務員の給与について、地方公務員法第 24 条第 3 項で「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されているため、サンプルテストを実施して知り得た条例等の規定がこの規定に抵触していないか確認した。

① 扶養手当の規定について

扶養手当

対象者等		手当額
(ア)配偶者		月額 13,000 円
(イ)扶養親族	a 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子、孫および弟妹	1 人につき
	b 満 60 歳以上の父母および祖父母	月額 6,500 円
	c 重度心身障害者	
	a~c のうち	うち 1 人
	d 職員に配偶者のない場合	月額 11,000 円
e 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの間にある子	1 人につき 月額 5,000 円 を加算	

市の担当課からは、「扶養手当については、国、香川県の額に準じており、他の地方公共団体とも均衡がとれている。」との説明を受けた。

これに対し、「子ども手当の支給及び公立高等学校授業料無償化の影響を加味した扶養手当とすべきではないか。」と質問したところ、市の担当課からは、「今後、国及び他の地方公共団体にその様な動きがあれば、当然検討する。」との回答を得た。

②通勤手当の規定について

通勤手当

対象者等		手当額
(ア)2km以上の交通機関利用者		6か月を超えない範囲内で最長の通用期間(支給単位期間)の定期券の価額 ・支給単位期間ごとに支給
(イ)自動車、 原動機付自 転車、自転車 を使用する 者	a 自動車等の使用距離が 片道2km以上5km未満	月額 2,700 円
	b 自動車等の使用距離が 片道5km以上10km未満	月額 5,500 円
	c 自動車等の使用距離が 片道10km以上15km未満	月額 8,300 円
	d 自動車等の使用距離が 片道15km以上20km未満	月額 11,100 円
	e 自動車等の使用距離が 片道20km以上25km未満	月額 13,900 円
	f 自動車等の使用距離が 片道25km以上30km未満	月額 16,700 円
	g 自動車等の使用距離が 片道30km以上35km未満	月額 19,500 円
	h 自動車等の使用距離が 片道35km以上40km未満	月額 22,300 円
	i 自動車等の使用距離が 片道40km以上45km未満	月額 25,100 円
	j 自動車等の使用距離が 片道45km以上50km未満	月額 27,900 円
	k 自動車等の使用距離が 片道50km以上	月額 30,700 円
(ウ)交通機関と自動車等を併用する者		(ア)の額と(イ)の区分に応じた額の合計額
(エ)特急列車等の利用者 (特別急行列車または高速自動車国道等を利用しなければ通勤することが困難と認められる職員)		特急料金等の2分の1に相当する額(限度額2万円)を加算

市の担当課からは、「通勤手当について、自動車等の使用者に係る手当については、国より高い水準にあるが、香川県に準じた額となっており、交通機関等の利用者に係る手当については、6か月定期券等の価額による一括支給を基本とするなど、国に準じており、他の地方公共団体とも均衡がとれている。」との説明を受けた。

これに対し、「自動車等の利用者に係る手当については、国税の非課税の基準を超える部分があるが問題ないか。」と質問したところ、市の担当課からは、「地域公共交通機関利用の推奨がなされているが、大都市と比較して地方では料金が高く、たとえ国税の基準を超える現在の規定を適用しても、公共交通機関を利用されるより経費削減になっている。」との説明を受けた。

③特勤手当の規定について

手当コード	(香川県)公立学校職員の給与に関する条例【抜粋】
775,769	修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、実施したものに限る。)において児童等を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合は、勤務した日1日につき 3,400 円、任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、4,000 円
770,771	非常災害時における児童、生徒若しくは幼児(以下「児童等」という。)の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき 6,400 円、(被害が特に甚大な非常災害(任命権者が人事委員会に協議して定めるものに限る。))の際に、心身に著しい負担を与えると任命権者が人事委員会に協議して認める業務に従事した場合にあっては 12,800 円)
772	児童等の負傷、疫病等に伴う救急の業務に従事した場合は、勤務した日1日につき 6,000 円
773,774	児童等に対する緊急の補導業務に従事した場合は、勤務した日1日につき 3,000 円、任命権者が人事委員会に協議して定めるときは、6,000 円
776	任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊をとまなうもの又は週休等に行うものに従事した場合は、勤務した1日につき 3,400 円
777,778,779	学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童等に対する指導業務で週休日等または第1項に規定する日に行うものに従事した場合は、勤務した日1日につき 1,200 円、任命権者が人事委員会に協議して定めるときは 2,400 円(8時間未満)又は 3,400 円(8時間以上)
780	入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日等又は振替半日休日に行うものに従事した場合は、勤務した1日につき 1,800 円(21 年度 900 円であり、22 年現在値上げになっていた。)
781	主任業務に従事した場合は、勤務した日1日につき 200 円

特殊勤務手当 780 手当について、平成 22 年度は、平成 21 年度より値上げとなっており、金額はその倍となっている。

担当課に、「特殊勤務手当とは一般に、著しく危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する場合に支給される手当といわれており、この手当がそれに該当するのか疑義がある。」と質問したところ、担当課は、「高等学校教員は、香川県条例等の規定を準用することで香

川県立高校の教員との均衡を図っている。」との回答を得た。

④住居手当の規定について

住居手当

対象者等		手当額
(ア)借家・借間	a 家賃の月額 12,001 円以上 23,000 円以下	家賃の月額 — 12,000 円
	b 家賃の月額 23,000 円以上 55,000 円以下	(家賃の月額－23,000 円)÷2＋ 11,000 円
	c 家賃の月額 55,001 円以上	月額 27,000 円
(イ)持ち家・世帯主		月額 3,500 円

持ち家・世帯主に対する住宅手当について、国民感情からもなじまず、批判が出ていたことも背景にあり、国家公務員に対しては廃止することになった。これを受けて総務省は、地方公共団体にも廃止を基本に見直しを行うよう求めているとのことであるので、国の職員の給与事情を考慮し、廃止する必要があると考えられる(意見)。

2. 高松第一高等学校計上分について

(1) 人件費について

① 報酬及び共済費

(ア) 報酬(47,683 千円)の内訳

下記職員分 45,254 千円
 姉妹都市招聘(外国人)講師分 2,429 千円

(イ) 1人当たり人件費分析

(単位:千円)

	事務員等	常勤講師等	非常勤講師	(報酬) 対象人 員合計	報酬(決 算計上 額)	差額
	非常勤嘱託	常勤講師 代替常勤講師 養護助教諭	時間講師(時 給 2,500 円)			
人数	5	5	22	32		
2月分報酬	768	1,872	1,400	4,040		
年収換算(× 12)	9,217	22,464	16,800	48,481	45,254	3,227
1人当たり年 収	1,843	4,493	764	1,515		

差額(3,227 千円)については、途中採用者の影響であり、異常のないことを確認した。

2月分支給分について、サンプルテストを実施(常勤講師3名)したところ、規定に基づき正しく計算されていた。

(ウ) その他

平成 21 年度非常勤嘱託職員出勤簿を通査したところ、音楽科の時間講師について、出勤日欄に印鑑が押印されていた。契約書(辞令簿)によると、本来時給により単価が定められており、時間による出勤管理が必要と考えられる。授業の時間割は決められているので、欠勤があれば、生徒からの報告によりその事実は判明するはずであるし、そのようなことは今までなかったとのことであるが、今後は上記管理方法を採用すべきである(意見)。また、出勤簿には管理者による承認印もなかったが、管理上必要と考える(意見)。

姉妹都市招聘講師分報酬とは、毎年9月から翌年7月までの11カ月の契約により、高松市の姉妹都市セント・ピーターズバーグ市から英語講師を受け入れており、その報酬である。契約書によると、1週間30時間という契約になっていたが、出勤

簿には日付の欄にサインがあるのみであった。30時間という時間契約をしているのであるから、時間を記録できる出勤記録にすべきである(意見)。音楽科の時間講師の出勤簿同様、管理者による承認印もなかったが、同様の理由から必要と考える(意見)。

(エ)共済費(3,837千円)の内容について

会計帳簿をレビューしたところ、すべて上記対応職員の社会保険料事業主負担額の計上であり問題のあるものはなかった。

②報償費について

(単位:千円)

内容		金額	簡単な説明
校舎等 警備費	高松第一高等学校宿泊研 修施設管理員謝礼金	821	セミナーハウスの管理業務の年間謝礼金
外国語 教育推 進費	スーパーイングリッシュハイ スクール講師謝礼金	282	スーパーイングリッシュハイスクールとは、高校の授業を英会話のみで実施する高校のことをいい、その授業の講師謝礼金
教育指 導費	高松第一高等学校開放講 座講師謝礼金	40	放課後に一般向けに生涯学習講座を開いていた、その講師謝礼金(その収入である一般開放講座受講料納付金は15千円と少なく、費用対効果を考慮し、平成23年度より廃止する予定である。)
報償費(合計)		1,143	

特に問題があるものは見受けられなかった。

(2) その他経費について

① 旅費

(単位: 千円)

説明	金額
A 海外研修生徒引率 オーストラリア3月13日～3月28日	345
A 海外研修生徒引率 オーストラリア3月13日～3月28日	345
A 海外研修生徒引率 オーストラリア3月21日～3月26日	227
A 海外研修生徒引率 オーストラリア3月21日～3月26日	227
A 海外研修生徒引率 オーストラリア3月21日～3月26日	227
A 全国高校選抜バドミントン大会引率監督会議(熊谷市他3/24～28)	96
A 全国高校新体操選抜大会生徒引率(恵庭市・千歳市3/26～30)	87
日本教育工学会第25回全国大会出張旅費(東京都文京区9/18～22)	83
A 全国高校選抜バドミントン大会引率監督会議(大阪市8/1～7)	81
校外教室「屋久島・種子島研修」生徒引率(鹿児島市外3/21～24)	80
校外教室「屋久島・種子島研修」生徒引率(鹿児島市外3/21～24)	80
校外教室「屋久島・種子島研修」生徒引率(鹿児島市外3/21～24)	80
A 全日本アンサンブルコンテスト全国大会引率(新潟市3/19～21)	80
全国国際教育研究大会青森大会出張旅費(八戸市8/20～22)	77
音楽大学訪問出張旅費(東京都豊島区・立川市外6/29～7/2)	77
大学訪問出張旅費(宗像市、長崎市、大分市6/29～7/2)	77
A 全国音楽高等学校協議会全国大会	75

NHK 杯全国高校放送コンテスト全国大会引率(東京都渋谷区7/21~2)	72
国際英語コース(2-3)関東合宿生徒引率(東京都内外8/3~6)	72
国際英語コース(2-3)関東合宿生徒引率(東京都内8/3~6)	70
日本生物教育会(JABE)第64回全国大会旅費(つくば市8/3~6)	70
その他(1件7万円未満)	2,532
普通旅費計	5,161
日額旅費(市内出張の少額旅費 毎月の精算 金額が大きいものなし)	297
旅費(合計)	5,458

海外研修生徒引率（オーストラリア）について、345 千円支給と 227 千円支給と 2 種類ある。金額の高い方は研修先の高校の授業に出席するなどやや長期滞在型で、低い方は研修旅行のやや短期型のためである。海外研修の旅費については実費精算であり、旅行代理店に直接支払っている。上記 5 件についてすべて領収書にて確認した。また、国内旅費金額上位 2 件についてサンプルテストしたところ、宿泊費は実費が規定を下回っていたため実費に減額、旅費雑費(都市部滞在に要する概算交通費)について最終日は移動のみであることからカットするなど、厳格にチェックし支給されていた。なお日当は規定により計上されていなかったが、教職員の特殊勤務手当(Ⅲ. 1. (3)③参照のこと)があり、一般事業会社の旅費規定によくある日当のようなものと考えられるため、均衡はとれているといえる。

②需用費

(単位:千円)

細節	金額	主な内容等
消耗品費	6,014	市単価契約用品購入以外で金額的に大きいもの。教師用教科書・指導要綱図書代 682 千円、生徒用机 416 千円等
燃料費	600	暖房用灯油代他
印刷製本費	2,339	平成 22 年度公立高等学校入学者選抜学力試験問題作成経費(香川県教育委員会)1,321 千円、教務手帳印刷代 231 千円、学校案内平成 22 年度 206 千円他

光熱水費	17,043	内訳:電気代 11,139 千円、ガス代 571 千円、上下水道代(高松市)5,333 千円 上下水道代はプールに水をいれる第2期分(全6期)が 1,417 千円と特に多かった。
物品修繕料	291	パソコン修理代、ミシン修理代等
施設修繕料	2,166	自家用電気工作物及びヒューズ修繕代 702 千円、プール給水管修繕 203 千円他
需用費(合計)	28,452	

特に問題となるようなものは見受けられなかった。

③ 役務費

(単位:千円)

細節	金額	主な内容等
通信運搬費	1,327	電話代、プロバイダー料金等
手数料	875	内ピアノ調律料 850 千円
保険料	33	海外研修(修学旅行)等の保険等
役務費(合計)	2,235	

特に問題となるようなものは見受けられなかった。

④ 委託料

(単位:千円)

内容	金額	債権者
高松第一高等学校第一体育館耐震補強設計業務委託	3,360	(有)森勝一建築事務所
マルチメディア教室情報機器等移設の機器調整委託	2,310	リコー関西(株)香川事業部
建築物環境衛生管理業務委託	783	太平ビルサービス(株)高松支社
消防用設備保守点検業務委託	599	(株)福島商会
高松第一高等学校本館(中・東)耐震補強工事監理業務委託	500	(株)黒木建築設計事務所
音楽科棟エレベータ設備保守点検業務委託	491	三好エレベーター
本館5階講堂アスベスト処理工事監理業務委託	483	(株)黒木建築設計事務所
校舎等警備業務委託	479	国際警備保障(株)高松支社
トイレ改修工事設計業務委託	473	(株)アーキテクノ
高松第一高等学校本館耐震補強工事に伴う物品等運搬委託業務	433	ヤマトホームコンビニエンス(株)四国法人営業支店

一般廃棄物収集業務委託	347	(株)塵芥センター
吸収式冷温水発生機保守点検業務委託	347	テクノ矢崎(株)西日本統括部高松支店
高松第一高等学校給水管改修工事管理業務委託	347	(株)アーケテクノ
高松第一高等学校本館耐震補強工事運搬業務委託	315	ヤマトホームコンビニエンス(株)四国法人営業支店
その他(30万円未満)	2,373	
委託料(合計)	13,637	

最近行われている耐震補強工事に伴う設計料が多く計上されている。
音楽科棟のエレベータの保守料金が年間約 50 万円発生している。

⑤使用料及び賃借料

(単位:千円)

内容	金額
職員室コンピュータ機器賃貸借契約	5,814
マルチメディア教室コンピュータ機器賃貸借契約	4,193
校内 LAN 端末整備事業普通教室・特別教室賃貸借契約	3,298
パソコン教室コンピュータ機器賃貸借契約	2,612
複写機賃貸借料	1,492
南部運動場野球部利用料	1,463
吹奏楽部第37回定期演奏会会場使用料	520
その他(50万円未満)	1,140
使用料及び賃借料(合計)	20,533

リース契約に関しては競争入札によるものとされている。最近では予定価格を上回ることがあり、新規リースを断念し、やむなく再リースとなるケースもあったとのこと。

⑥工事請負費

(単位:千円)

内容	金額	債権者
高松第一高等学校本館(中・東)耐震補強工事	51,000	アジア工業合資会社
高松第一高等学校本館5階講堂アスベスト処理工事	20,614	山田組建設(株)
高松第一高等学校給水管改修工事	9,153	四国玉屋設備(株)
高松第一高等学校中館給水管更正工事	1,281	(株)川崎
渡り廊下改修工事	921	(株)植原建設
その他(50万円未満)	4,501	
工事請負費(合計)	87,470	

高松第一高等学校本館(中・東)耐震補強工事(アジア工業合資会社)について、サンプルテストを実施した。

業者は入札により選定され、予定価格(税抜金額)139,000千円、落札価格(税込金額)129,896千円で、落札率89%であった。

契約書によると、当初の工期は平成21年7月7日～平成22年2月26日であった。

工事の過程で、地中梁の補強の増工とアスベスト含有成形板の撤去復旧が必要となるなど、増額工事として11,065千円追加となり、総工事費は140,961千円となった。工期は平成22年3月29日で一旦変更契約を締結したが、構造検討等に日数を要したため、再度工期延長を行い、同年4月30日に竣工となった。

そのため、平成21年度に工事請負費として支払・計上したのは、当初契約の前金51,000千円分だけとなった。

本件について事実に基づき正しく処理はなされていた。

⑦原材料費

計上されていた10千円は、運動場の整備用の山土購入代であり、特に問題となるようなものは見受けられなかった。

⑧備品購入費

(単位:千円)

内容	金額
生物顕微鏡双眼ヘッドタイプ	2,509 * 1
地上デジタルテレビ	1,264 * 2
音楽科グランドピアノ	1,260 * 3
データ接続機器12台	910 * 1
その他(50万円未満)	3,461 * 1
備品購入費(合計)	9,404

* 1) 特別理科コースがある中で、近年は市費での理科備品の購入は年1品の更新がかかるうじてあるという状況の中、国の理科教育整備費等補助金が1/2受けられるということで、機材の一括購入(総額5,495千円)をした。

* 2) 地上デジタルテレビについて、国の地上デジタル放送対応設備事業費の補助が受けられるということで、購入できた。

* 3) 音楽科で使用しているピアノについて、老朽化が進んでいるが、一括更新できる予算がないため、古い順に(平成21年度更新したものは1982年に購入したもの)更新している。

⑨負担金、補助及び交付金

(単位:千円)

内容	金額	債権者
平成21年度スクールカウンセラー派遣事業に係る負担金	448	香川県教育委員会
運動部活動県外遠征安全対策事業補助金(四国選手権)	53	高松第一高等学校
運動部県外遠征安全対策事業補助金(全国高校総体)	44	高松第一高等学校
その他(2万円未満)	71	

負担金、補助及び交付金(合計)	616	
-----------------	-----	--

問題があるような補助金等の支給なし。

⑩総括

市の財政が厳しい中、経費に関する予算は必要最低限のものにしかつけられず、厳しいチェックがなされ、経費削減努力は厳格になされているような印象を受けた。

しかし、後の(4)でも触れることになるが、学校現場においても、経費削減というもの是一律になされるべきではなく、選択と集中という観点からなされるべきものであると考えられる(意見)。

(3)歳入について

①高等学校費補助金(教育国庫補助金／国庫支出金)

(単位:千円)

内容	金額	用途
施設整備費補助金	826	地上デジタル放送対応テレビ購入に充当
教材費補助金	2,760	教師用教科書購入代等に充当
地域活性化・経済危機対応 臨時交付金	899	トイレの改修工事の設計料に充当 73 千円 地上デジタル放送対応テレビ購入に充当 826 千円
高等学校費補助金(合計)	4,485	

用途は補助金の用途と整合していることを確かめた。(2.(2)②、④、⑧参照のこと。)

②高等学校使用料

(単位:千円)

内容	金額	内訳等
授業料	106,035	月 9,900 円/人 * 1
高等学校用地使用料	21	電力柱、電話柱
高等学校使用料(合計)	106,056	

* 1) 授業料は外部の業者のシステムにより(生徒及び授業料減免者を登録することにより)銀行口座引落としにより処理されていた。引落としができなかった者については、引落とし不能リストが出力され、保護者あて文書等を作成、配布等をし、最終的に回収できるまでフォローアップする。そのフォローアップの履歴について、チェック及び消し込み業務が適切になされていたことを確かめた。授業料減免者は他校より少ないとのこと。公立高等学校授業料無償化は全国平均の授業料の徴収実績を基になされるため、当校にとっては授業料の徴収実績が良いことから不利な結果となるとのこと。

③高等学校手数料

(単位:千円)

内容	金額	内訳等
入学選考手数料	1,371	2,200 円/人、623 人分(自己推薦選抜・一般選抜 2回受験分)
入学金	1,655	5,650 円/人、293 人分(9人分は減免)
証明手数料	382	卒業・成績証明等 400 円/件、955 件
高等学校費手数料(合計)	3,408	

入学選考を自己推薦選抜・一般選抜 2回実施している。自己推薦選抜不合格でも一般選抜受験合格というケースもあるようだ。

④高等学校債(教育債/市債)

(単位:千円)

内容	金額	
校舎耐震補強工事に伴う起債	70,000	* 1
トイレ改修工事の実施設計に伴う起債	400	
高等学校債(合計)	70,400	

* 1) 公共施設等耐震化事業要綱に基づく起債

「地域防災計画上の避難場所とされている公共施設であって、地域防災計画上の耐震改修を進める必要のある施設」として対象事業とされた。また、「耐震改修には、耐震化を目的とする当該施設の一部改築又は増築を含むものとするが、当該施設の全部改築は対象としない。」とあった。財政措置として、「計画に基づく事業については、防災対策事業債を充当し、その充当率は 90%とする。その元利償還金の

50%に相当する額については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入する。」

当該事業の平成 21 年度執行額は、第一体育館耐震化実施設計委託料 3,360 千円と本館中・東耐震化工事監理業務委託料 500 千円と本館中・東耐震化補強工事 73,986 千円の合計 77,846 千円であり、その 90%は 70,061 千円であるため、平成 21 年度は 70,000 千円を起債した。

起債要綱に従い適切に処理されていたことを確かめた。

(4)備品管理について

新システムになってからは、寄付受入れだけしているとのことであった。つまり、新システムに変更となった備品管理台帳について、往査時現在においては、記帳が充分できていないとのことであった。また、校内視察時においても備品にシールが貼られていないものも散見された。全件実地調査をし、備品管理台帳に記帳すべきである(意見)。

(5)設備視察結果について

Ⅱ. 8. (1)学校施設(2)宿泊研修施設(セミナーハウス)でリストアップされているすべての施設について、視察を実施した。

①視察の状況

- 校舎一般について。音楽科棟以外は老朽化でかなり傷んでいる様子であった。現在行われている耐震補強工事について。地震が来ても倒れないようにしているだけであり、コンクリートの風化対策や配管等の交換を全面的にやり直すリニューアル工事ではないとのこと。耐用年数が 50 年だとすれば、40 年経過しているので、10 年間地震時に倒れないようにしているだけであり、10 年後は建替えをしなければならないとのこと。
- セミナーハウスについて、平成 21 年度において、ほとんど生徒の使用はなかった。卒業生が 3 組利用していただけであった。老朽化により配水管が朽ちてきており、一部トイレ等の使用ができない状態であるとのこと。また、暖房器具はあるが冷房器具がないため、最近の猛暑ではとても快適に過ごせる状況になかったとのことである。(これについての意見は後の②において、まとめて指摘する。)
- トレーニングルームについて、壊れたトレーニング器具が放置されていた。処分するにも費用がかかるのでそのままにしているとのこと。同施設は、放課後ダンス部の練習場として使われているとのことであった。(これについての意見は後の②において、まとめて指摘する。)

- 体育館について、木製の床にクラックが生じていた。壁は一部剥がれて反り返っている状態であった。過去に、運動中クラックにつまずいて転ぶ生徒や手を壁について出ている釘にささり、軽いけがをした生徒もいたとのことである。何故直さないのか、担当教員に質問したところ、何度も報告したが、経費削減で予算がつけられないのか、結局うやむやにされてきたとのことであった。（これについての意見は後の②において、まとめて指摘する。）

- 柔道場等の畳が擦り切れていた。剣道場の床もクラックが生じていた。何故直さないのか、担当教員に質問したところ、同様の状況であった。（これについての意見は後の②において、まとめて指摘する。）

- プールも老朽化が進み、クラックが生じていた。配管も頻繁に修理しないといけない状況にあったとのことである。建設当初、周りは田畑であったが、現在はマンションに取り囲まれており、風紀上も好ましくない状況であった。授業は年間 15 時間だけであり、近い将来に選択性となり、水泳の授業は人気がないので、さらに使用時間は減る見込みである、とのことであった。（これについての意見は後の②において、まとめて指摘する。）

- 金庫に保管されている通帳について
事務室にある金庫の中に保管されている通帳について、事務長の立会の下、通帳の名義や、取引について通査したところ、名義人が過去の事務長の名義になったままのものがあつた。特に現在では、犯罪収益移転防止法により、10 万円超の現金による振込等を行う場合に、本人確認が必要となっており、業務に支障を来すおそれがあることから、早急に現在の事務長の名義に変更をする必要がある(意見)。

- 図書館について
図書館は、これまで蔵書点検が行われていなかった。現在の蔵書数の把握は、過年度の残高に当年の増加数を追加しただけであり、仮に紛失しているものがあつたとしても、そのことが把握できる状態ではなかった。定期的に蔵書点検をすべきである(意見)。

②老朽施設対策について(意見)

過去の高松第一高等学校の設備投資については、多額の投資がなされてきたが、これらは、必ずしも緊急性が高いといえないものもあった。塩江のセミナーハウス(平成2年完成、事業費約1億8千万円)である。またこの設備についても、その後のメンテナンスにはコストをかけず、現物と完成時期とみられる写真と比較すると、その経過年数を考えると想像し難いほどの劣化の状況が見て取れた。

また、生徒の安全や衛生上、絶対に必要と考えられる設備の修繕や破損器具の撤去等が、コスト削減の観点から見送られてきていた。

例えば、トレーニングルームにおいて、壊れたトレーニング器具が放置されていた件については、整理・整頓・清潔にされておらず、予算取りをして廃棄すべきである。

体育館・柔道場・剣道場の損傷は、保護者から預っている大切な生徒の安全を脅かすものであり、何より優先して対策を取られなければいけなかったものであると考える。

とはいえ、コスト削減という課題は、現役及び将来世代の税負担の削減につながるという、市民にとって、重要な課題であることに違いはない。

そこで、上記問題に対処するための資金の捻出は、なくなっても学校教育にさして影響がないと考えられるものを処分することによってできないか検討すべきであると考ええる。なお、たとえ売却収入が得られなくとも、その後の維持管理コストを削減できれば充分資金は捻出できるのではないかと考えられる。

その使用頻度により、次のものがその候補に挙げられる。

(ア)セミナーハウス

セミナーハウス(平成21年度経費実績)

(単位:千円)

管理人報償費	821
除草剤代	13
ボイラー圧力ポンプ修繕費	88
電話代	51
浄化槽保守点検料	147
合計	1,121

(イ)プール

プール(平成21年度経費実績)

(単位:千円)

薬品代	346
散水バルブ取替修繕費	49
循環ろ過機制御盤修繕費	22
給水管修繕	203
ろ過装置保守点検料	134
水道代概算額*	634
合計	1,389

* (最大使用期－その他使用期平均値)で算出

(ア)については、その用地の寄付を高松第一高等学校同窓会桜紫会(以下「OB会」という。)から受けたこともあり、OB会と協議は必要であると考えられる。仮に、「建設に約1億8千万円もかかっており処分するのはしのびなく、OB会で有効活用したい。」との要請があれば、20年も経っており、実質資産価値はゼロ以下(撤去費用の方がかかる)であろうことから無償譲渡しても問題はないと考えられる。これにより、年間100万円くらいは資金を捻出できるものと考えられる。

(イ)については、近くの民間の運動施設で授業のある時だけ使用料を支払って使用すれば、さしたる不便はないと考えられる。なおこれにかかる維持管理運営費用は平成21年度実績で、約130万円であり、それで十分、現在及び将来の水泳の授業に必要な民間施設使用料を賄えるものと考えられる。

また、最近住宅用地として人気のある場所に位置していることから、一部国有地の問題を解決し、その後譲渡すれば、多額の売却収入及びその後の固定資産税収入等も見込めると考えられる。そのため、体育館の床や壁、剣道場・柔道場の床の修繕費ぐらいは資金を捻出できると考えられる。

③参考資料(写真)

【セミナーハウス】



【プール】



【体育館等】

